

## 茨木市中学校給食センター整備・運営事業に係る客観的評価の結果について

茨木市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により茨木市中学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 4 年 9 月 30 日

茨木市長 福岡 洋一

## 1. 事業概要

### (1) 事業名称

茨木市中学校給食センター整備・運営事業

### (2) 公共施設の管理者の名称

茨木市長 福岡 洋一

### (3) 事業の目的

市では、令和3年(2021年)3月に策定した「茨木市中学校給食基本計画」に基づき、全員喫食でのセンター方式による中学校給食を実施するため、安全安心な学校給食を提供することを第一に、茨木市中学校給食センター(以下「給食センター」という。)の新設を行うことにした。

本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に引き出し、良質で、効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

### (4) 事業の内容

#### ① 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設の設計及び建設を行い、竣工後に市に施設等の所有権を移転した後、維持管理・運営業務等を実施する方式(BTO: Build Transfer Operate)により実施する。

#### ② 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和21年(2039年)7月31日までとする。

#### ③ 事業の範囲

事業者が行う主な業務の範囲は、次のとおりとする。

##### (ア) 設計・建設業務

- (a) 事前調査業務及びその関連業務
- (b) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (c) 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (d) 工事監理業務
- (e) 調理設備調達業務
- (f) 調理備品・運営備品調達業務(食器・食缶を含む)
- (g) 事務備品調達業務
- (h) 学校配膳室の什器・備品調達業務(配膳室棚、冷蔵庫、学級用配膳台等含む)
- (i) その他関連業務(交付金申請等支援、事業者の行為に関する近隣対応・対策業務等を含む)

(イ) 開業準備業務

(ウ) 維持管理業務

- (a) 建物保守管理・修繕業務（外構等を含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 付帯施設保守管理・修繕業務
- (d) 調理設備保守管理・修繕業務
- (e) 調理備品・運営備品保守管理・修繕業務（調理備品・運営備品更新を含む）
- (f) 事務備品保守管理・修繕業務（事務備品更新を含む）
- (g) 学校配膳室の什器・備品保守管理・修繕業務（学校配膳室の什器・備品更新を含む）
- (h) 清掃業務（定期的建物清掃）
- (i) 警備業務
- (j) その他関連業務（上記各項目に伴う各種申請等業務、長期修繕計画作成等を含む）

(エ) 運営業務

- (a) 調理業務（日常の食材検収補助業務、衛生管理業務、洗浄等を含む）
- (b) 配送・回収業務（配送車両調達及び車両維持管理等を含む）
- (c) 配膳業務（事業者が調達する配膳室備品保守管理業務、及び配膳員による回収準備業務を含む）
- (d) 残渣・廃棄物処理等業務（配膳員による関係業務を含む）
- (e) 食育支援業務（献立作成支援業務、広報支援業務、見学者対応支援を含む）
- (f) その他関連業務（光熱水費・使用量のデータ管理、上記各項目に伴う各種申請等業務を含む）

(5) 施設概要

本施設の概要は、次のとおりである。

- ・事業用地：茨木市彩都はなだ一丁目2番3、2番4、3番1
- ・敷地面積：17,687 m<sup>2</sup>
- ・調理能力：最大9,000食/日（アレルギー対応食含む）

(6) 事業の実施スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

項目	事業スケジュール
事業契約締結	令和4年（2022年）12月
設計・建設期間	令和4年（2022年）12月～ 令和6年（2024年）10月（約22ヶ月間）
本施設の所有権移転	令和6年（2024年）10月末
開業準備期間	令和6年（2024年）11月～ 令和6年（2024年）12月（約2ヶ月間）

維持管理・運営期間	令和7年(2025年)1月～ 令和21年(2039年)7月(14年間7ヵ月間)
-----------	--

(7) 事業者選定までの経緯

事業者の選定までの経緯は、以下のとおりである。

日程		内容
令和3年 (2021年)	11月1日(月)	第1回茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 開催
	12月2日(木)	実施方針、要求水準書(案)の公表
	12月2日(木)～ 23日(木)	実施方針等に関する質問及び意見の受付
令和4年 (2022年)	1月20日(木)	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答公表
	2月1日(火)	第2回茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 開催
	3月29日(火)	特定事業の選定・公表
	4月5日(火)	入札公告、入札説明書等の公表
	4月16日(土)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
	4月5日(火)～ 20日(水)	入札説明書等に関する第1回質問受付
	5月9日(月)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答公表
	5月16日(月)	入札参加資格審査書類の受付締切
	5月23日(月)	入札参加資格審査結果の通知
	5月9日(月)～ 27日(金)	入札説明書等に関する第2回質問受付
	6月1日(水)	個別対話の実施
	6月14日(火)	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
	7月15日(金)	提案審査書類の受付
	8月18日(木)	第3回茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 開催
	9月18日(日)	第4回茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会 開催 提案書に関する事業者ヒアリング
9月21日(水)	落札者の決定・公表	

## 2. 選定委員会の設置及び開催経過

### (1) 茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会

市は、本事業の実施にあたり、応募者からの提案内容の審査に関して、専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、次のとおり学識経験者で構成される茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置した。

#### 選定委員会の構成

	氏名	所属
委員長	北詰 恵一	関西大学環境都市工学部教授
副委員長	鳥巢 茂樹	武庫川女子大学建築学部教授
委員	浦嶋 敏之	関西外国語大学英語キャリア学部教授
委員	桜井 政成	立命館大学政策科学部教授
委員	西村 智子	梅花女子大学食文化学部教授

### (2) 開催日及び議題

委員会の開催経過は、以下のとおりである。

回	開催日	主な議題
第1回	令和3年（2021年）11月1日	・実施方針（案）について ・要求水準書（案）について ・事業者選定方法及び審査方法について
第2回	令和4年（2022年）2月1日	・特定事業の選定について ・落札者決定基準について ・公募資料について
第3回	令和4年（2022年）8月18日	・入札参加資格審査結果について ・基礎審査結果について ・提案の概要について
第4回	令和4年（2022年）9月18日	・ヒアリング ・最終審査 ・最優秀提案の選定

### (3) 審査の方法

選定委員会は、落札者決定基準に基づき、性能審査及び価格審査を行った。

### (4) 最優秀提案者の選定方法

事業者の募集及び選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により実施した。

### 3. 落札者の決定

#### (1) 落札者

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、次のグループを落札者として決定した。

代表企業	株式会社メフォス
構成企業	株式会社掛谷工務店 株式会社トーエネック 大阪本部 株式会社アイホー 大阪支店 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 南海ビルサービス株式会社 株式会社長大 大阪支社
協力企業	株式会社綜企画設計 大阪支店 金田運輸株式会社

#### (2) 落札価格

10,627,501,102 円（消費税及び地方消費税を除く）

#### 4. 財政負担額の削減効果（定量的評価）

本事業を、選定事業者の事業計画に基づくPFI方式によって実施することによる市の財政負担額について、市が従来どおりの手法で実施する場合の財政負担額と比較したところ、事業期間中の財政負担額（現在価値換算後）は約10.71%の削減が見込まれる。

#### 5. PFI方式により実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、上記のような定量的評価に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

##### （1）一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理、運営まで一括して事業者に委ねることにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

##### （2）サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

##### （3）リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。